

援護基金

機関紙第77号
(平成28年9月)



薔薇 (photo by Cametarou)

公益財団法人
中国残留孤児援護基金

平成28年度事業計画及び予算を、 定例理事会で可決

中国帰国者定着促進センター
が3月に閉所、永住帰国者は、
今後中国帰国者支援・交流セ
ンターで受入

公益財団法人中国残留孤児援護基金は、第18回理事会を本年2月23日に開き、平成28年度の実業計画及び予算案の審議を行いました。平成28年3月末で中国帰国者定着促進センターが閉所となり、同センターの機能が4月から中国帰国者支援・交流センターに統合されるに伴う組織規程等の改正も行われ、事務局原案の通り可決されました。
(別掲参照)

また、6月7日に第19回理事会、同23日に第10回評議員会を開催し、平成27年度の事業報告及び決算報告を行い、事務局からの報告が承認されました。
(事業報告は別掲参照)



第18回理事会

◆ 援護基金人事 ◆

退職 (平成28年1月31日付)

訪問介護ステーション寿星所長

退職 鶴原 孝徳

任用 (平成28年2月1日付)

訪問介護ステーション寿星所長

採用 多和田 博治

目次

第18回理事会	表紙裏
第19回理事会・第10回評議員会	表紙裏
中国帰国者定着促進センターの閉所	1頁
平成27年度事業報告の概要	6頁
平成28年度事業計画の概要	7頁
平成28年度主な事業の実施計画	8頁
平成27年度寄附者芳名録	9頁
評議員及び役員名簿	12頁
訪問介護ステーション寿星近況報告	13頁
医療用語集・介護用語集の紹介	14頁
平成28年度第1回集団一時帰国	15頁
支援・交流センター便り	17頁

中国帰国者定着促進センター、 三十二年間の歴史に幕

「所沢センター」と呼ばれてきた中国帰国者定着促進センターが今年の三月末をもって閉所した。最初のセンター、最大のセンターとして三十二年間の長きにわたり帰国者援護において大きな役割を果たしてきたが、永住帰国者の減少により、その歴史に幕を閉じることとなった。

所沢センターは、昭和五九年（一九八四年）二月に、身元判明孤児と同伴家族を受け入れ集中研修を行う「中国帰国孤児定着促進センター」としてスタートしました。その後、身元未判明孤児や残留婦人の受け入れに伴い、二度の大量入所の時期を経ます。また、平成一〇年（一九九八年）からは樺太等帰国者の受け入れも加わっています。

この間、帰国者の急激な増加に対応するために全国各地にサブセンター（小型の定着促進センター）や二次センター（定着地で学習を継続するための自立研修センター）が開設されましたが、所沢センターはそれらセンターの中心として、指導情報の提供や指導員研修の役割も担ってきました。

しかし、帰国のピークが過ぎて新たな帰国者が減少するにつれ、各地のサブセンターや二次センターは次々に閉じられることになり、平成二〇年（二〇〇八年）には帰国当初の受入・研修を行う定着促進センターは所沢一箇所のみとなりました。そしてその後八年を経て、帰国希望者のほとんどがすでに帰国を果たした状態となったことにより、ついに所沢センターもこの三月末をもってその長い歴史に幕を閉じることとなりました。

三十二年間、全国各地の定着地向けてこのセンターを巣立った修了生は一八〇〇世帯六六四〇人に上ります。所沢センター開所の昭和五九年（一九八四年）以降に帰国した帰国者の約四割は所沢センター修了者ということになります。とりわけ孤児及びその同伴家族の場合は、所沢センター修了者が全体の六割以上を占めることになりました。樺太等帰国者の場合は、全体の約九割が所沢センター修了者となりますが、樺太等帰国者が所沢センターに入所するようになった平成一〇年以降については九十九%が所沢経由者となっています。

センター開所以来、中国残留孤児援護基金は国からの委託を受けてセンターの運営を行ってきましたが、地元所沢市をはじめ近隣自治体や、「中国帰国者定着促進友の会」「所沢

中国帰国者交流会」「日本サハリン協会」等の多くの支援団体やボランティアの方々、各種実習等でお世話になった様々な施設や企業、小中学校、保育園等の皆様、そして緊急時を含めて困ったときに助けて頂いた病院、警察の方々等、実にたくさんの方々のご厚意とご協力をいただきました。また、帰国者のためにとセンターの仕事に心血を注いだ職員も膨大な数に上ります。様々な問題を抱え苦しい時期もありましたが、多くの人々の善意と協力、努力に支えられて、困難を乗り越えてこられたのだと思います。



閉所式

二月三日にはセンター最後となる第九十六期生の修了式が行われました。また、三月七日には、所沢市民ホールミューズにおいて閉所式が催され、センターの運営母体である公益



センター研修棟

財団法人中国残留孤児援護基金の役員等はもちろん、厚生労働省・堀江裕（ゆたか）大臣官房審議官、駐日本中華人民共和国大使館・黄保中領事、馮振領事、所沢市・藤本正人市長を初めとして、お世話になった様々な機関・団体の方々、及び、センター修了生代表の皆さん、センター職員OBにもご臨席いただきました。

所沢センター閉所の後も、新たな永住帰国者があった場合の対応や日本語通信教育等の事業は、「定着促進事業」として規模を縮小しつつ中国帰国者支援・交流センター（首都圏）に統合され継続されています。

援護基金は今後も、国からの委託事業である中国帰国者支援・交流センターの運営を一生懸命に行っていく所存です。



第1期修了式

中国帰国者定居促進中心、 经历三十二年的历史谢幕了

被称作「所泽中心」的中国帰国者定居促進中心在今年的三月末关闭了。作为最早的中心，最大的中心经历了三十二年漫长的岁月在帰国者援助方面起到了重大的作用，随着定居帰国者的减少，这个历史性的幕布谢落下来了。

所泽中心，是在昭和五十九年（一九八四年）二月，是为了接收出身判明的孤児和同伴家属进行集中培训作为「中国帰国孤児定居促進中心」开始工作的。其后，伴随着接收出身未判明的孤児和遗留妇女，经历了再一次大量入所的时期。另外，从平成十年（一九九八年）开始又追加了接收库页岛等地的帰国者。

在此期间，为了应对帰国者的急剧增加，在全国各地开设了辅助中心（即小型的定居促進中心）和第二位中心（即在定居地继续学习的自立培训中心），所泽中心作为其他各个中心的中心，提供指导情报和承担起培训指导员的工

作。

但是，随着帰国高潮的降落新的帰国者的减少，各地的辅助中心和第二位中心相继关闭，在平成二〇年（二〇〇八年）进行帰国最初の接收・培训的定居促進中心最后只剩下所泽一个。此后又经过了八年，根据希望帰国的人，他们几乎全部实现了帰国の理想，在这种状态下，最终所泽中心也于本年三月末将那个具有漫长历史的幕布谢落下来了。

在三十二年期间，奔向全国各地定居地的学员，从这所中心结业的一八〇〇个家庭六四〇名以上。在所泽中心开始办公的昭和五十九年（一九八四年）以后，在所有的帰国



在住宿楼大厅的结业典礼

者当中大约有百分之四十是在所泽中心结业的学员。特别是孤児及其同伴家属的状况是，在所泽中心结业的学员占全体帰国者的百分之六十以上。库页岛等地的帰国者的状况是，大约占全体帰国者的百分之九是在所泽中心结业的。如果从平成十年以后所泽中心开始接收库页岛等地的帰国者的情况来看有百分之九十九的学员是经过所泽培训的。

自中心开始办公以来，中国残留孤児援護基金接受了国家的委托开始进行对中心的运作，以当地所泽市为首的邻近

的自治团体和「朋友之会」一交流会」「萨哈林协会」等的多数支援团体和义务团体的人士，在各种实习等方面给予关照，各种各样的设施和企业、中小学校、托儿所等的成员们，还有在紧急状态及困难的时候给予帮助的医院、警察的各位等，确实是接受了众多人士的厚意和协助。另外，为了归国者和中心的工作，那些倾注心血的职员队伍也庞大起来。也曾经有过承担各种各样问题的艰苦时期，我们是在众多人士的善意和协助下，在他们的支持下努力地工作，使我们克服了困难才走到了今天。

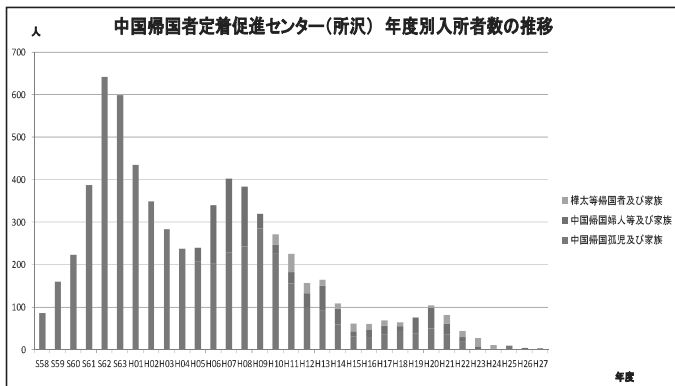


换乘电车的实习



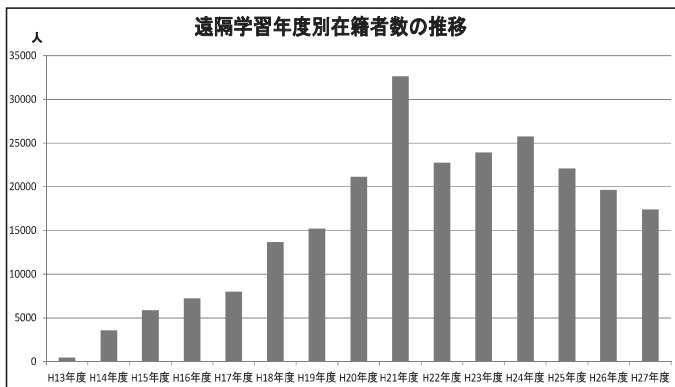
在邮局实习

在二月三日进行了中心最后一期即第九十六期生的结业仪式。另外，在三月七日，在所泽市民缪斯大厅举办了中心关闭仪式。中心的运作母体是公益财团法人中国残留孤儿援护基金的干部等，当然，以厚生劳动省・堀江裕（ゆたか）大臣官房审议官，驻日本中华人民共和国大使馆・黄保中领事，冯振领事，所泽市・藤本正人市长为首的，曾经关照过我们的各种各样的机关・团体的各位人士以及中心结业生代表的各位，中心的离退休职员也光临了仪式。



所泽中心关闭之后，如果有新的定居归国者的时候，其对应和日本语通信教育等的事业，作为「定居促进事业」缩小规模综合到中国归国者支援・交流中心（首都圏）会继续延续下去。

援护基金今后依旧接受国家的委托事业，对中国归国者支援・交流中心的运作会全力以赴的进行下去。这就是我们的想法。



灭火训练

中国帰国者定着促進センター（所沢センター）略史

年	期 (年間入所者数)	センターの歩み 《関連する国の施策、他センター、社会の動き》
昭和 58 年 (1983 年)		センターの日本語教育準備開始 (10 月) 《(財) 中国残留孤児援護基金設立 (4 月)》
昭和 59 年 (1984 年)	第 1-7 期 (43 世帯 209 名)	中国帰国孤児定着促進センター開所 (2 月)
昭和 60 年 (1985 年)	第 8-13 期 (47 世帯 224 名)	未判明孤児入所開始 (12 月) 《身元引受人制度創設 (3 月)》
昭和 61 年 (1986 年)	第 14-18 期 (71 世帯 312 名)	受入世帯数拡充のため宿泊棟開設 (11 月)
昭和 62 年 (1987 年)	第 19-23 期 (138 世帯 575 名)	定着地幹旋を巡りトラブル頻発、修了式妨害事件 (6 月) 《第一次帰国ラッシュ始まる (大量帰国時代到来) / サブセンター開設：大阪・北海道・福島・福岡・愛知》
昭和 63 年 (1988 年)	第 24-26 期 (152 世帯 622 名)	適応状況調査開始 (4 月) 《自立研修センター開設：全国 15 ヶ所》
昭和 64 年・ 平成元年 (1989 年)	第 27-29 期 (121 世帯 475 名)	異文化適応教育・体験学習法の開発、本格導入 《特別身元引受人制度創設 (7 月)》
平成 2 年 (1990 年)	第 30-32 期 (93 世帯 340 名)	中学クラス一日体験入学、大人クラス地域体験実習始まる 《樺太等未帰還邦人現地実態調査 (6-7 月)》
平成 3 年 (1991 年)	第 33-35 期 (99 世帯 323 名)	《特別身元引受人制度対象に婦人等追加 (6 月 / サブセンター閉所：北海道・福島)》
平成 4 年 (1992 年)	第 36-38 期 (79 世帯 239 名)	《障害帰国者の介護家族の同伴帰国可能に (4 月) / サブセンター閉所：愛知》
平成 5 年 (1993 年)	第 39-41 期 (113 世帯 255 名)	『紀要第 1 号』発行 (3 月) / 残留婦人入所開始 (9 月) 《12 人の残留婦人の成田強行帰国 (9 月)》
平成 6 年 (1994 年)	第 42-44 期 (99 世帯 266 名)	センター名改称「中国帰国者定着促進センター」に (4 月) / センター分室開所 (長野 6 月、山形 8 月) 《残留邦人支援法 4 月公布 10 月施行 / 65 歳以上邦人：子 1 世帯を同伴帰国可能に (6 月) / 国民年金特例措置法》
平成 7 年 (1995 年)	第 45-48 期 (112 世帯 418 名)	ニューズレター「同声同気」創刊号発行 (1 月) 《阪神・淡路大震災 (1 月) / 身元引受人制度一本化 (2 月) / 60 歳以上邦人：子 1 世帯を同伴帰国可能に (4 月) / 第二次帰国ラッシュ始まる / NHK「大地の子」放映 (11 月) / 自立研修センター開所：静岡・岩手・福島・東京武蔵野・北海道 / サブセンター開所：宮城・広島・岐阜)》
平成 8 年 (1996 年)	第 49-51 期 (117 世帯 415 名)	再研修カリキュラムモデル (厚生省委嘱) 作成 《自立研修センターにおいて再研修始まる (4 月)》
平成 9 年 (1997 年)	第 52-54 期 (92 世帯 324 名)	ホームページ「同声同気」開設 (3 月) 《55 歳以上邦人：子 1 世帯を同伴帰国可能に (4 月)》
平成 10 年 (1998 年)	第 55-57 期 (65 世帯 268 名)	樺太帰国者の受入開始 (10 月) 《サブセンター閉所：山形分室・岐阜・広島》
平成 11 年 (1999 年)	第 58-60 期 (62 世帯 244 名)	文化庁委嘱「日本語教育通信事業 (試行)」報告 《サブセンター閉所：宮城 / 自立研修センター閉所：高知》

年	期 (年間入所者数)	センターの歩み 《関連する国の施策、他センター、社会の動き》
平成 12 年 (2000 年)	第 61-63 期 (46 世帯 195 名)	《自立研修センター閉所：長崎・静岡・兵庫》
平成 13 年 (2001 年)	第 64-66 期 (34 世帯 149 名)	通信教育用教材の開発 《中国帰国者支援・交流センター（首都圏・近畿）開設（11 月） ／日本語通信教育（遠隔学習課程）開始／自立研修センター閉所： 岩手／サブセンター閉所：長野分室／残留婦人ら 3 人による国家 賠償請求訴訟（12 月）》
平成 14 年 (2002 年)	第 67-69 期 (37 世帯 150 名)	《自立研修センター閉所：東京武蔵野・福島・鹿児島／孤児による 国家賠償請求集団訴訟（全国 15 地裁）（12 月）》
平成 15 年 (2003 年)	第 70-73 期 (17 世帯 57 名)	SARS により中国からの帰国中断
平成 16 年 (2004 年)	第 74-76 期 (26 世帯 85 名)	研修期間延長（4 ヶ月から 6 ヶ月に）／カリキュラム改訂 《サブセンター閉所：福岡／中国帰国者支援・交流センター開設：九州》
平成 17 年 (2005 年)	第 77-78 期 (18 世帯 69 名)	
平成 18 年 (2006 年)	第 79 期 (6 世帯 21 名)	《自立研修センター閉所：愛知・広島／中国帰国者支援・交流セン ター開設：東海北陸・中国四国／集団訴訟 神戸地裁で勝訴判決》
平成 19 年 (2007 年)	第 80-81 期 (17 世帯 81 名)	《自立研修センター閉所：埼玉・山形・北海道・福岡／中国帰国者 支援・交流センター開設：北海道・東北／改正支援法成立、訴 訟取り下げ、法公布》
平成 20 年 (2008 年)	第 82-83 期 (25 世帯 93 名) 通教：4918 名	日本語通信教育事業：所沢センターに移管 《自立研修センター閉所：長野・京都／サブセンター閉所：大阪／「新 たな支援策」開始》
平成 21 年 (2009 年)	第 84-85 期 (23 世帯 91 名) 通教：6364 名	《自立研修センター閉所：千葉・神奈川》
平成 22 年 (2010 年)	第 86-87 期 (18 世帯 64 名) 通教：4641 名	センター支援のボランティア団体「中国帰国者定着促進友の会」解散
平成 23 年 (2011 年)	第 88-89 期 (16 世帯 37 名) 通教：4844 名	《東日本大震災（3 月）》
平成 24 年 (2012 年)	第 90-91 期 (8 世帯 23 名) 通教：4687 名	
平成 25 年 (2013 年)	第 92-93 期 (4 世帯 9 名) 通教：4324 名	介護情報提供事業開始 《自立研修センター閉所：東京・大阪》
平成 26 年 (2014 年)	第 94-95 期 (3 世帯 8 名) 通教：3649 名	宿泊棟閉鎖、寄宿機能を研修棟内に移す（7 月） 《配偶者支援金支給開始（10 月）》
平成 27 年 (2015 年)	第 96 期 (1 世帯 3 名) 通教：3200 名	センター最後の入所生受入
平成 28 年 (2016 年)		第 96 期最後の入所生が修了・退所（2 月）／閉所式・閉所（3 月）

※通教（日本語通信教育受講者数）は年間ではなく年度計算

平成27年度 事業報告の概要

寄付募集状況

平成27年度の寄付金は、
5,413,637円でした。

公1事業(中国在住者関連事業)

(公益目的事業の第1区分の意味)

1 中国養父母への扶養費の送金
帰国孤児が中国に残した養父母に対し、国と援護基金で扶養費を送金しておりますが、平成27年度は該当者がいないため、送金はありませんでした。

2 訪中説明会(座談会)

健康上の理由や遠隔地に居住している中国残留邦人のための訪中説明会は、北京市、天津市、山東省で4名の家庭を訪問し、直接話をしました。

3 中国関係機関訪日協議

中国残留邦人問題の円滑な進展を図るため、中国関係機関の担当者4名を日本に招致し、日本へ帰国した中国残留邦人等の生活状況などの知見を広げてもらおうと共に意見を交換しました。

4 中国残留邦人等の集団一時帰国

受入事業

3回にわたり50名の中国残留邦人等が訪日しました。

公2事業(帰国者関連事業)

(公益目的事業の第2区分の意味)

1 中国に残る養父母のお見舞い訪中援助
2名が養父母のお見舞いをしました。

2 中国帰国者とその家族への就業援助

① 大学、専修学校就学援助
大学生2名に新たな貸与をしました。
② 岡村育英会から、中国残留邦人等の子弟に対して奨学金援助の申し出があり、平成28年3月卒業予定の大学生2名、専門学校生1名の計3名を推薦し、全員に給付しました。

③ 介護関連資格取得援助
介護職員初任者研修、介護福祉士及び介護支援専門員課程受講者を対象とし、28名の受講者に給付しました。

④ 支援・交流センター受講者援助
国費対象外の帰国者・二世等受講者のテキスト代を全額援助しました。

3 団体活動助成事業

日本語教育、福祉の向上を図るための援助活動等を行っている14団体(新規2団体含む)に対して、団体助成委員会の審査を受け助成金を交付しました。

4 老後支援事業
① 介護事業基盤整備援助及び介護団体支援
長野県飯田市のNPO法人「共に歩む会」他1団体に対し介護事業基盤整備費として150万円を支援したほか、練馬区のNPO法人「中国語の医療ネットワーク」の「デイサービス故郷」他3施設(通所介護)に30・35万円の介護団体支援金を交付しました。

5 日本国籍取得支援事業
身元が判明しているにもかかわらず、戸籍が戦時死亡扱いになっている人について、戸籍の訂正審判にかかる費用を援助しておりますが、平成27年度は該当者がいないため、費用援助はありませんでした。

6 中国帰国者定着促進センターの運営事業
中国残留邦人1世帯3名の研修を実施しました。

また、帰国者及びその家族の定着地での日本語習得事業として、通信教育による学習支援を行いました。

7 中国帰国者支援・交流センターの運営事業
日本語教室及びパソコン教室の通学課程は16コース、受講生延べ1,022名が履修しました。

その他、遠隔学習受講生のスクーリング、健康増進講座や文化講座等の交流事業、地域支援事業、生活相談事業及び自立研修事業等を実施しました。

8 就職援助事業

職業相談員を中国帰国者定着促進センター及び支援・交流センターに配置し、帰国者二世等に対し職業指導等を行いました。また、就職に対する心構えや労働市場の状況等を日本語と中国語の併記により説明した「就職ガイドブック」を作成し、各都道府県等へ発送しました。

9 教材の開発・出版事業

様々な年齢層や学習レベルの帰国者等の学習ニーズに応えるために、日本語教材等の開発、改訂、出版をすすめました。「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集(上巻)」「始めてみよう話してみようⅢ(ロシア語版)」を新規発行しました。

10 さいたま市日本語教室運営事業

さいたま市の委託を受けて高齢帰国者向け日本語教室を運営しました。長らく教室の指導・運営を担当してきた指導者の引退により教室存続が危うくなったため、さいたま市から平成27年度より運営の委託を受けています。

11 普及啓発及び広報事業

平成27年度は戦後70周年の節目の年に当たることから、あらためて中国残留邦人問題に対する関心を喚起すべく記念行事として、平成27年8月26日に所沢市で「中国帰国者戦後70周年記念公演会」を開催するなど、中国残留邦人問題の普及啓発に一段と力を入れました。

機関紙「援護基金」は、4月20日に第75号、9月30日に第76号の2回発行しました。

平成28年度 事業計画の概要

寄付金募集事業

減少傾向を普及啓発活動で強化する等により歯止めをするよう努力致します。

公1事業（中国在住者関連事業）

1 中国養父母への扶養費の送金
平成27年度に帰国した孤児が、中国に残した養父母に対し、国と援護基金で扶養費を送金します。

2 訪中説明会（座談会）

中国に残留されている邦人等で、健康上の理由や遠隔地に居住しているため遠出できない残留邦人宅に赴き、直接話をしていきます。

今年度は実施を見送り、平成29年度に諸条件に相応しい対象者に実施することとしています。

3 中国関係機関訪日協議

中国残留邦人問題を円滑に図るため、中国関係機関の担当者を日本に招致し、日本へ帰国した後の状況など知見を広げてもらうと共に意見を交換します。

4 中国残留邦人等の集団一時帰国受入事業
今年も3回にわたり、集団一時帰国を受入れてお世話を致します。

公2事業（帰国者関連事業）

1 中国に残る養父母のお見舞い訪中援助
昨年同様、養父母をお見舞いに行

く孤児に対し、旅費、お見舞い金を支給します。

2 中国帰国者とその家族への就学援助
① 大学、専修学校就学援助
大学・専修学校
奨学金（月額） 4万円以内
入学金 大学 30万円以内
専修学校 50万円以内
（進学のための）日本語教育機関奨学金（年額） 55万円以内、

② 介護関連資格取得援助
介護職員初任者研修、介護福祉士、介護支援専門員、介護福祉士実務者研修講座（実務経験ルートによる受験資格を得るために受講する場合に限る）及び福祉住環境コーディネーター取得の受験対策講座（試験料を含む）の8割（上限8万円）を援助します。

③ 支援・交流センター受講者援助
国費対象外の帰国者・三世受講者のテキスト代を全額援助します。

3 団体活動助成事業
日本語教育、福祉の向上を図るための援助活動等を行っている団体に對して、団体助成委員会の審査を受け助成金を交付します。

4 老後支援事業
① 介護事業基盤整備援助及び介護団体支援
主なサービス提供者を帰国者等として、NPO法人が訪問サービス事業所等を立ち上げる時の資金や、N

PO法人に限らず立ち上げ後の運営費を援助します。

② 要介護支援モデル事業
中国帰国者に介護支援を行っている団体等の有効な取り組み事例と帰国者介護に関わる人材や施設等の情報の収集・整理を進めるとともに、介護事業所へ「語りかけ協力員（中国語話者）」を派遣します。

③ 訪問介護事業
訪問介護を必要とする要介護帰国者と中国語を話す二世・三世ヘルパーとのマッチングを進めるために、東京都の指定を受け平成27年2月1日に「公益財団法人中国残留孤児援護基金訪問介護ステーション寿星」（東京都中野区）を開設しました。当面は関係者、関係機関への周知活動と併せ、都内各地域に非常勤ヘルパーを配置し近距離移動で帰国者宅訪問を実現できるようにして、事業を軌道に乗せて行きたいと考えています。

5 日本国籍取得支援事業
身元が判明しているにもかかわらず、戸籍が戦時死亡扱いになっている人について、戸籍の訂正審判にかかる費用を援助します。

6 中国帰国者支援・交流センターの運営事業
平成27年度末をもって中国帰国者定着促進センター（所沢）が閉所となり、平成28年度から旧定着センター機能を統合した組織、運営を行います。

7 就職援助事業
職業相談員を支援・交流センターに配置し、帰国者二世等に対し職業指導を行います。

8 無料職業紹介事業
帰国者二世・三世で求職中の方と帰国者二世・三世を雇用したい会社に対する職業あっせんを行うことができ、許可を厚生労働大臣から受けました。平成28年度内に支援・交流センターで稼働できるように検討しています。

9 教材の開発・出版事業
引き続き日本語教材等の開発、改訂、出版をすすめます。平成28年度は「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集（下巻）」を発刊し、「中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」を増刷しますので、是非とも活用をお願いします。

10 さいたま市日本語教室運営事業
さいたま市の委託を受けて高齢帰国者向け日本語教室を運営します。区の公共施設を借り、基礎的日本語の学習や交流活動、課外活動等を行います。

11 普及啓発及び広報事業
機関紙「援護基金」の年間2回発行と、ホームページ及びウェブ上の資料充実を目標とします。

平成 28 年度：主な事業の実施計画

援助事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中国帰国者 支援・交流センター	1期生											
	※平成28年3月末で中国帰国者定着促進センターは閉所され、永住帰国者の受入は「中国帰国者支援・交流センター」で実施する。											
中国義父母扶養費送金	10月コース 開講											
就学援助	第33回送金（日中間で名簿確認後）											
ホームヘルパー養成講座 受講者への援助	通年実施											
義父母お見舞訪中援助	原則として毎月											
中国残留邦人等一時帰国	第1回目 6/14-6/25											
団体助成	第2回目 9/6-9/17											
機関紙発行	第3回目 12/13-12/24											
訪問介護事業 (訪問介護ステーション寿星)	第77号											
	第78号											
	通年実施											

寄 附 者 芳 名 録

(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの分)

ありがとうございました

(敬称は省略させていただきます)

[企業・団体の部]

(株) ニチレイ	100,000	(株) SPM JAPAN CORPORATION	19,533
(有) 原製茶園	5,000	佐倉平和のつどい 代表 斎藤恵蔵	10,000
富士通エフサス労働組合	100,000	(株) 浄美社	100,000
(株) 麗雅 代表取締役 上條 寛	500,000	大松 (株)	100,000
		東レ (株)	50,000

[個人の部]

※個人情報保護の観点から個人寄付者名の公開は控えさせていただきます。

[個人の部]

※個人情報保護の観点から個人寄付者名の公開は控えさせていただきます。

[個人の部]

※個人情報保護の観点から個人寄付者名の公開は控えさせていただきます。

公益財団法人中国残留孤児援護基金 評議員及び役員名簿

評 議 員

加藤 栄一 元国民年金基金普及推進協議会 理事長
河合 弘之 さくら共同法律事務所 弁護士
佐藤 嘉恭 元外務省駐中華人民共和国 特命全權大使
高尾 佳巳 元在中華人民共和国日本国大使館 一等書記官
中川 桂子 元神奈川県自立研修センター 就労相談員
本田 機先 元厚生省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室長
村川 浩一 大阪河崎リハビリテーション大学 教授

(平成28年9月1日現在)

役 員

理事長 炭谷 茂 社会福祉法人 恩賜財団 済生会 理事長
常務理事 小林 悦夫 元中国帰国者定着促進センター 所長
理 事 鎌田ケイ子 NPO全国高齢者ケア協会 理事長
同 鶴 精三 元社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合
社会福祉事業団 更生施設所長
監 事 金田 充男 金田充男法律事務所 弁護士
同 高橋 忠夫 元東京都福祉局 副参事

(常勤役員は、常務理事のみ)
(平成28年9月1日現在)

訪問介護ステーション 寿星の近況報告

帰国者の皆さんが、高齢になり、日常生活で時に他人の手助けがないと買い物、調理、食事、入浴・通院等が困難となり、やむなく介護が必要になった方がおられます。その際に介護を家族だけでは担えない限界が多く見えて来りました。そこで国は平成十二年四月に、介護を社会全体で支え合う仕組みを作ろうと「介護保険制度」を創設しました。

公益財団法人中国残留孤児援護基金は昨年二月に訪問介護ステーション寿星を設立し、さし当たり東京都内にお住まいの介護を必要とされる中国帰国者を対象に業務を開始しました。日本語の会話に不自由を感じておられる帰国者のために、中国語の話せる中国帰国者の二世・三世で訪問介護員（一般的にはヘルパーさんと呼ばれています）の資格を持っている方を派遣しています。

現在九名（平成二十八年七月時点）の方が寿星と契約されています。介護の内容は、入浴・服薬及び薬の管理・掃除・調理・通院介助・緊急時通訳サービス等です。

そして利用者やご家族の皆さんから多くの喜びの声が届いています。七十六号にも記載しましたが、帰国者のお子様達が、月曜日から金曜日まで働いていると親の日常生活の面倒や病院に連れて行ってあげられず対応ができませんが、この場合でも寿星では対応が可能ですし、緊急対応も行うています。

また、これから帰国者が介護保険の利用を開始しようと思っても、制度の内容・仕組み・利用手続き方法・サービスの具体的な内容・予防介護・福祉用具等がよく理解出来ていない方には、分かり易く説明をしています。更に必要であれば電話相談以外に直接お会いして具体的な状況や要望を聞きその対応方法を共に考え実施しています。

利用者の皆さんに本当に満足して頂ける介護を提供するために、訪問介護ステーション寿星では折を見て訪問介護員の「研修会」や「会議」を開催しています。今後会議や研修会で学んだ事を介護現場で活かしていきます。

今後もっと帰国者の皆さんからも、家族からも寿星を利用して本当に良かったと言って頂けるよう努力してまいります。なお、訪問介護員の仕事をさせて頂ける方を寿星では募集しています。連絡をお待ちしています。これからも、引き続き応援を宜しくお願い致します。



通院介助の様子

寿星介护所近況

帰国者們近年、随着年龄的增長，即使是日常生活中也逐漸需要別人的照顧。买东西，做飯，洗澡，上醫院，甚至是吃飯需要別人幫忙的老人也多了起來。在這種情況下，單獨只靠老人老伴和子女來照顧已經遠遠不能滿足要求了。在這種情況下，國家于平成十二年四月發起了護理，由全社會來一起承擔的倡導的介护保險应运而生。

公益財団法人中國殘留孤兒援護基金去年二月成立了訪問介护站壽星。主要服務于在東京都內居住的中國歸國者。完全不懂日語的歸國者也不用擔心派遣有專業資格，能說中國話的歸國者二代，三代的訪問介护員到家里服務。

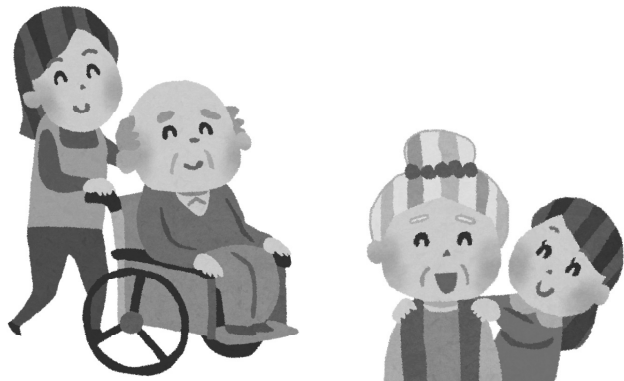
到平成二十八年七月為止已經有九名歸國者與壽星簽訂了服務合同。服務的內容包括，洗澡，服藥，藥品管理，打掃，做飯，看病，翻譯等服務。子女們一到周五每天忙于工作對父母親的日常生活和看病都照顧不到，心里很是不安，自從有了壽星，這些煩惱就都沒了，即使突發的情況，只要一個電話壽星的工作人員也能馬上趕來，幫助解決困難，利用者和家人對壽星的工作人員很是感激。

漸漸，想了解和利用介护保險的歸國者將越來越多，保險的內容和組織構造，利用手續，服務內容和范疇，等級，輔助用具的租賃等我們將盡量簡單易懂的講解。有興趣

的人還可以直接到服務站來，邊看邊听。

為了能為歸國者們提供最優質的服務，壽星每月開辦研修班，討論會，竭盡全力提高自身的業務水平和職業道德。

今后，壽星將一如既往的為歸國者及其家屬提供全方位的支援同時也歡迎有愛心，喜欢介护工作的朋友們加入到壽星的大家庭里來，一起為社會的養老事業做出自己的貢獻。



医療、介護分野の用語・表現集販売のご案内

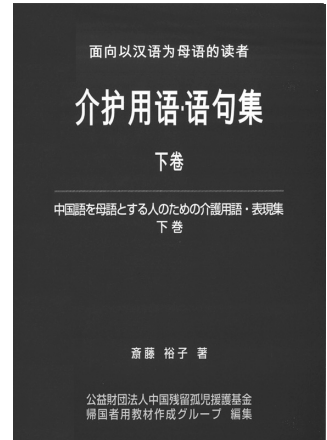
有关医疗、介護方面的用语・语句集的书籍出售通知

このたび「中国語を母語とする人のための介護用語・表現集 下巻」を出版いたしました。

帰国者の皆様が高齢化するに伴い、医療機関や介護サービス等を利用する機会が増加しているなか、皆様から特にご要望が多かった医療、介護分野の用語表現集が揃いました。帰国者の皆様、支援者の皆様、介護サービス事業者等の皆様方に、ぜひご活用いただきたいと思っております。

「面向以汉语为母语的读者 介護用語・语句集 下巻」一书，现在已经正式出版发行。

随着归国者逐步高龄化，利用医疗机构、介護服务等机会相应增加。在此情形下，为了满足各方面的需求，近期随着介護用語・语句集 下巻的最终完成，这套集医疗、介護方面的用語语句集，终于与各位读者见面了。衷心期待各位归国者、支援者、从事介護服务的单位或个人等都能有效地加以利用。



《中国語を母語とする人のための介護用語・表現集 上・下巻》日中对訳式

介護職を目指す方、家族の介護に当たる方及びその通訳をされる方、どちらの立場からも利用していただけることを念頭に、上巻では介護保険制度の概要とサービス利用のしかたや高齢者の心身の状態についての説明や用語を取り上げています。下巻では、具体的な介護場面を網羅的に取り上げるとともに、介護現場で遭遇する日本語の中で、中国語を母語とする人にとって理解や使用の難しい語句についての語彙・文法知識等も紹介しています。価格：上巻 2,592 円（税込）・下巻 3,150 円（税込）

《面向以汉语为母语的读者 介護用語・语句集 上・下巻》书面为日、中文对译式

无论是对于想从事介護方面工作的人，还是家属在利用介護服务的人以及从事介護翻译的人，都适合其选读。上卷汇集了介護保险制度的概要、介護服务的利用方法、高齢者的心身状态等的说明及各种用語；下卷对具体的介護场面进行汇编罗列的同时，针对出现于介護现场的日语语句当中，对于以汉语为母语的人来说难以理解和应用的词汇、语法知识等也做了相应的介绍。

《中国語を母語とする人のための医療用語・表現集 第3版》日中对訳式

医療サービスを受ける際に出てくる用語や表現をまとめた資料集です。10種類の間診票、3種類の索引付きです。第3版では「検査項目」を追加しました。価格：2,581 円（税込）

《面向以汉语为母语的读者 医疗用語・语句集 第3版》书面为日、中文对译式

对实际利用医疗服务时出现的用語及表达方式进行了系统汇总的资料集。除十种问诊票(问诊表)、三种形式的索引之外，第3版还增加了「検査項目」的内容。

ご購入を希望される方は、公益財団法人中国残留孤児援護基金までお問い合わせください。ご購入額が5,000 円（税込）以上の場合送料は無料となります。この他にも様々な教材等を販売しております。当基金のホームページでご案内しておりますので、ご覧ください。

预订购者请与公益財団法人中国残留孤児援護基金联系咨询。如果订购价格(含税)在 5,000 日元以上，则不收取邮寄费。本基金还出售其它各种教材，相关信息请浏览本基金网页。

集団一時帰国事業について

本年度第一回目は中国残留邦人とその同伴家族の計十九名が六月十四日（火）から二十五日（土）までの十二日間、集団一時帰国しました。

ここ数年外国からの観光客が増加し、日本の宿泊施設の値上がりが目撃著です。特に都内のホテルは値上げ幅が大きいだけでなく、まとまった期間部屋を予約することも難しくなっています。昨年度まで長年利用してきたグランドプリンスホテル新高輪も滞在費の問題から利用できなくなりました。そのため今年度は池袋にあるサンシャインシティプリンスホテルを利用することとなりました。

滞在二日目には、日本滞在中の注意事項や最近の日本の社会事情についての説明会、夜には外部の中華料理店で、援護基金主催の歓迎会が行われました。

三日目には、親族訪問する方達が援護員の付き添いで、それぞれの親族のもとへ旅立ち、一泊く七泊の日程で久しぶりのご親族との時間を楽しめました。

九日目及び十日目には伊豆小田原

方面への温泉旅行で熱海の温泉に宿泊しました。梅雨時ということもあって、二日ともあいにくの雨、特に二日目は朝から昼まで滝のような大雨で予定していた観光先をあきらめざるを得ませんでした。それでも小田原城見学、竹輪作り体験、万華鏡作り体験等を楽しみました。

この他にもホテルの立地を生かして東京造幣局、サンシャイン水族館、SKY CIRCUIS、池袋の繁華街散策等を楽しんでいただきました。

十二日目夜には、同じく援護基金主催で、外部の中華料理店で歓送会を行いました。

滞在中体調を崩された方もいらっしゃいましたが、最終日には皆様無事に中国へとお戻りになりました。今後帰国者の皆様楽しんでいただけるよう、職員一同誠心誠意お手伝いさせていただきます。

关于平成二十八年集体短期归国的事业

本年度第一次遣华日本人与其

同伴家属共计十九名从六月十四日（星期二）至二十五日（星期六）逗留了十二天的时间，参加了集体短期归国。

近年来，随着国外来日本观光游客的增加，日本住宿设施的费用有显著的增长。特别是都内饭店的费用不仅有大程度的增值，而且想预约在一定期间内的房间也是很困难的。到年度为止，曾经长期使用过的新高轮格兰王子大饭店，因为住宿费用的问题已经不能利用了。因此，本年度更换到池袋的太阳城王子大饭店。

在逗留的第二天，召开了说明会，讲解了在日本逗留期间的注意事项和日本社会的近况。傍晚，在饭店外部的中华餐厅召开了由援护基金主办的欢迎会。

第三天，由援护员陪同去访问亲属的人们，他们分别踏上了访问亲属的旅程。他们的日程是，有的人逗留一宿两天，有的人逗留七宿八天。他们与久违的亲属们度过了一段愉快的时光。

在第九天与第十天大家去伊豆小田原方面的温泉旅行，住宿在热海的温泉旅馆。因为是梅雨季节，所以二天都是雨天。特别是第二天，从清晨到中午，象瀑布一样的大雨从天而降，我们只好放弃了首先预

定的观光景点。但是大家参观了小田原城，体验了如何制作圆筒状鱼糕，体验了万花筒的制作等，他们都过得很愉快。

其他方面，归国者们参观了在饭店附近的东京造币局、太阳城水族馆、太阳城六十层的展望台、去池袋的繁华街散步等，大家过得很快乐。

在第十二天的傍晚，同样在饭店外部的中华餐厅由援护基金主办了欢送会。

在逗留期间大家的身体状况没有发生太大的变化，最后一天，大家都顺利地返回了中国。

今后，为了让归国者们在短期归国期间能够愉快地度过，我们全体职员一定会诚心诚意地为他们服务。



伊豆ガラスと工芸美術館 万華鏡手作り体験

者と各方面からの話を中国語で聞く事ができました。「老健よこはま」は、リハビリや短期入所ができる施設、「寿楽」はデイサービスで、機能や規模は



(グイ・ピス 寿楽)

違いますが、中国語が通じるということで利用者たちは穏やかな表情で活動を楽しんでいました。

今回の就職援助事業参加者の中から、介護資格を取得し、帰国者一世の介護を担う方が出てくることを願っています。

遠隔学習課程に介護関連の新コース開設！

皆さんの要望に応じて、介護を受ける世代、介護をする世代、どちらにも役に立つコースを開設します！

● 1 『生活場面日本語 介護』コース 2017年2月開講

高齢化が進み、介護の必要を感じる一世の方は増加しています。しかし、日本の介護保険制度に疎く、また親の介護は子どもたちが担うべきという考えから、介護サービスの利用をためらっているご家庭も少なくないと思います。また、サービスを利用してはいるけれどスタッフとのコミュニケーションに困難を感じている方もいるでしょう。そんな帰国者の家庭向けにこのコースを開設しました。今は介護の必要はないけれど、今後のために介護制度について知っておきたいという方にもお薦めです！

〈学習内容〉

- 1 介護保険制度
- 2 要介護度認定調査
- 3 認定結果を受けて
- 4 ケアプラン
- 5 訪問サービス
- 6 通所サービス
- 7 施設入所
- 8 認知症

介護保険制度の知識や、実際の介護場面(介護を受ける人は、日本語が話せなくても頁を指差して介護スタッフとコミュニケーションが取れる「指差



きょう しょくよく
介護員：(今日は) 食欲がないです
張淑兰：そうですね。

いま 今 食べたくない
現在 不想吃
た あとで 食べます
以后再吃
いま 今 ほしくない
现在 不想要

※テキストの例 (「指差し会話帳」部分より)

し会話帳」を利用、両親の介護をする二三世はできる範囲で日本語で介護スタッフと会話について学びます。

● 2 『介護職員初任者研修』受講準備コース 9月開講

～ヘルパーコースとセットで！～

こちらは「介護職員初任者研修」の受講を考えている二三世の方向けのコースです。

介護の仕事につくには養成機関が開設している「介護職員初任者研修講座」を受講して修了試験に合格する必要があります。しかし、日本語に不安があって受講をためらっている方や、受講を始めたけれど、講義の日本語についていけない、グループワークの参加の仕方がわからないという方も少なくないのではないのでしょうか。そんな方のための、テストに出る問題やレポート課題、グループワークへの対応の仕方等の、修了試験合格に必要な知識を身につけるコースです。

今まで介護職を目指す方向けに「ホームヘルパー受講準備コース」がありました。こちらは実際の介護施設での映像や介護日記の書き方の学習など、介護現場をイメージできる特長がありますので、両コースをセットにして、サンドイッチのように

挟んで受講されることをお薦めします。

テキストの例↓

<p>○ 何謂QOL 是Quality of life 的略語。译成“生活或生命的质”。所用生命的质量并非仅指寿命数量上的富有，而是指内心的充实、自尊意识、幸福感和自尊意义等精神上的富有。此外，QOL 还叫作“生活质量”、“更高层次的生活”。由于种种原因而导致日常生活所需的各种帮助的人也有追求个人生活质量的愿望。而护理人员作为照顾和帮助用户生活的重要成员。</p> <p>○ 何谓ADL 是日常生活活动(activities of daily living)的略语。指吃饭、洗澡、排泄、散步等。步行人在生活中环境适应能力的基本动作。过去，将一个人能自己独立完成的各种ADL 的总称称作是基础生活技能。但有年长者</p>	<p>○ QOLとは Quality of lifeの略語で、「生活または人生の質」を意味する。生活の質とは、単に物質的、あるいは身体的な豊かさだけではなく、心の豊かさ、つまり満足度や幸福感、生きがいなどの精神的豊かさを大いに考える考え方である。QOLはまた「よりよく生きる」とも言い換えられる。病気や障害が原因で、日常生活をさまざまな支障が必要となった人も、人として幸せを求める権利がある。介護サービスの目標は利用者がよりよく生きられるように、支援することである。</p> <p>○ ADLとは 日常生活動作(activities of daily living)の略語。食事、入浴、排泄、衣服の着脱、歩行などが人の生活するうえで欠かせない基本的機能を指す。以前は、日常生活動作が自分一人でできるようになるADLを向上することが、</p>
<p>問題 QOL とADLについて、問題2の答えを1つ選べなさい。</p> <p>①ADL(日常生活動作)は、食事・排泄・着脱、入浴・移動など、人間が生活する上で欠かせない基本的動作のことである。</p> <p>②QOLは、生活の質を指す人々の間で使われる。</p> <p>③QOLは、物質的豊かさを指す考え方である。</p>	
<p>★左列(問題2)の主要単語・表 ・排泄(大便) ・欠かせない(必不可少的) ・訳す(翻译) ・必要とされる(被动的) ・豊かさ(富有、充实) ・考え方(想法) ・本人の立場から(从本人的角度来看) ・ため(为了) ・(为) ・視点(观点)</p>	

編集：中国帰国者支援・交流センター

〒110-0015 東京都台東区東上野1-2-13 カーニープレイス新御徒町7階

TEL 03-5807-3171 FAX 03-5807-3174

E-mail: info@sien-center.or.jp URL: http://www.sien-center.or.jp/

平成28年度、新規事業も加わり新体制で始動！

平成28年3月をもって中国帰国者定着促進センター（所沢センター）が閉所となり、今年度

より当センターにその

機能が統合され、「定着促進事業」が新たな事業として加わりました。「定着促進事業」としては、「6ヶ月の初期研修」の他、「遠隔学習課程」、全国スクーリングの運営、教材開発等も加わります。6ヶ月研修については、現在、次期入所生の受け入れに向けて、宿泊施設（江東区）の準備を整えているところです。

この他、普及啓発事業として「次世代の『語り部』

育成事業」が始まります。これは、戦争体験者世代の高齢化に伴い、その体験と記憶を引き継ぐ戦後世代の伝承者を3年間で育成する事業で、「昭和館」「しょうけい館」との合同事業となります。センターは、「中国残留邦人等」の「戦後世代『語り部』」育成に取り組みます（詳細はHP参照）。

この他、昨年度まで、国の事業であった「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」の開催が、全国7支援・交流センターでの事業となり、首都圏センターでも今年度、200人規模のイベントを、10月15日に千葉市で開催することになります（詳細はHP参照）。このように、今までの事業に加え、新たに大きな事業が複数加わります。

今年度から、センターの人事体制もかなり変わり、新体制での新分野、新規事業へのチャレンジの日々ですが、職員一同、健康に留意しながら今年度を乗り越えたいと思います。

就職援助事業 一第9回職業講話・第34回企業見学一

帰国者1世が高齢化するなか、介護の必要性が高まっています。また、2,3世からは介護職に就いているがスキルアップしたい、介護の仕事に就くにはどうしたらいいのかという声も聞かれるようになりました。そこで今回は職業講話、企業見学共に「介護」をテーマに実施しました。

職業講話では訪問介護ステーション「寿星」の田中霞さん(2世配偶者)と高玉梅さん(2世)からお話を伺いました。日本人の介護従事者とうまく意思の疎通ができず困っていた帰国者が、寿星の訪問介護を利用するようになって中国語で話せることから、明るく元気になったというケースの紹介がありました。また、利用者から頼られたり感謝されたりすることが、働く原動力になっているという話から、お二人の介護職への熱い思いが伝わってきました。当日は、2,3世13名1世10名の参加がありましたが、ほとんどが「寿星」の名前は聞いたことはあるが、何をしている所か知らなかったとのことでした。今後は中国語の通じる訪問介護員を派遣している「寿星」を広く帰国者に知って

もらうことも必要かと思いました。

企業見学では、城東職業能力開発センターの介護サービス科、神奈川県介護老人保健施設「老健リハビリよこはま」と帰国者2世が立ち上げたデイサービス「寿楽」を訪ねました。2世14名が参加しました。

職業能力開発センターでは、介護サービス科を見学しました。「介護職員基礎研修」から「実務者研修」に変わったことで、喀痰吸引や救急対応などの医療的ケアに関する教科が導入され、訓練内容は深く広範囲になっているとのことでした。帰国者にとっては、日本語力がかなりないと授業についていくのは難しいかと思いましたが、当センターの遠隔課程も利用して、介護職に挑戦してほしいと思います。

神奈川の2施設は、共に中国語のわかるスタッフが常在し、帰国者を多数受け入れているところです。見学者は、利用者、介護員、相談員、創業





ご寄附のお願い

当財団では国の委託事業のほか、孤児を育てていただいた中国の養父母への扶養費送金、孤児が訪中し養父母をお見舞いするお見舞い訪中事業、就学援助、団体助成等さまざまな事業を行っており、更に今年度から老後支援事業に力を入れることになりました。これらの事業を推進するにあたっては、皆様から寄せられた浄財を充当しており、多くのご支援が必要です。当財団事業にご理解をいただきご寄附をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

寄附金の送金方法（一般寄附）

(1) 郵便局をご利用される場合

郵便振替口座番号 00190-0-64863

加入者氏名 公益財団法人 中国残留孤児援護基金

(2) 取扱銀行をご利用される場合（一般寄附）

振込先名義 公益財団法人 中国残留孤児援護基金

みずほ銀行 (新橋支店) 普通預金 No. 778162)

三井住友銀行 (東京公務部) 普通預金 No. 22640)

三菱東京UFJ銀行 (本店) 普通預金 No. 7644778)

りそな銀行 (東京公務部) 普通預金 No. 6102827)

当財団は内閣府から「公益財団法人」の認定を受け、個人・団体・企業からの寄附金に対し、法令に基づき減免税措置が行われます。

『援護基金』第77号 2016年9月1日発行

編集・発行 公益財団法人 **中国残留孤児援護基金**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目5番8号

オフィス虎ノ門1ビル

電話 03-3501-1050

FAX 03-3501-1026

<http://www.engokikin.or.jp/>